

寒河江市訓令第4号

寒河江市工事等指名競争入札参加者審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月26日

寒河江市長 齋藤真朗

寒河江市工事等指名競争入札参加者審査会規程の一部を改正する訓令

寒河江市工事等指名競争入札参加者審査会規程（昭和60年市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「企画戦略課長、財政課長」を「財政課長、財政課施設マネジメント推進室長」に改める。

第5条第1号中「250万円」を「400万円」に改め、同条第2号及び第3号中「100万円」を「200万円」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。